

使用料規程新旧対照表

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
第 1 章 総則 (省略) 第 2 章 著作物の使用料 第 1 節～第 2 節 (省略) 第 3 節 映画 映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。 1 録音 (省略) 2 上映 (1) 映画の上映使用料は、<u>(2)又は(3)</u>による場合のほかは、映画 1 本上映 1 回について下表のとおりとする。	第 1 章 総則 (省略) 第 2 章 著作物の使用料 第 1 節～第 2 節 (省略) 第 3 節 映画 映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。 1 録音 (省略) 2 上映 (1) 映画の上映使用料は、<u>(2)、(3)または(4)</u>による場合のほかは、映画 1 本上映 1 回について下表のとおりとする。

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
(映画の備考) (用語の定義) ① 映画 本規定の「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいう。 ② 一般娯楽 本規定の「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問わない。これに該当しない場合は「その他」とする。 ③ イベント収録 本規定の「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分する。 ④ 上映 本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送の<u>伝達</u>を含まない。 ⑤ 2 上映(1)の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税額を含まないもの。全席指定席の場合は、その最低料金とする。）をいう。 ⑥ 本規定の「収録楽曲情報」とは、上映する映画に収録された全ての著作物に係る著作権者を特定するに足る情報及びそれらの著作物の利用態様に係る情報をいう。 ⑦ 本規定の「入場者数」とは、入場料の等級にかかわらず、映画を鑑賞するために入場した人の実数をいう。	(映画の備考) (用語の定義等) ① 映画 本規定の「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいう。 ② 一般娯楽 本規定の「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問わない。これに該当しない場合は「その他」とする。 ③ イベント収録 本規定の「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分する。 ④ 上映 本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送を含まない。 ⑤ <u>上映における広告映画及び総上映時間 60 分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとする。</u> ⑥ 2 上映(1)及び(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税額を含まないもの。全席指定席の場合は、その最低料金とする。）をいう。 ⑦ 2 上映(2)の「劇映画」「文化映画」「ニュース映画」の適用範囲は、平成 25 年 12 月 31 日まで実施されていた規定の例による。

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定												
⑧ <u>本規定の「平均入場料」とは、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とする。</u> <u>ア 総入場者数及び入場料総額を証憑に基づき算出することができる場合</u> <u>入場者 1 人あたりの入場料の平均額（この平均額が 500 円を下回る場合は、500 円）</u> <u>イ アに規定する場合以外の場合 1,200 円</u> <u>（音楽占有率係数）</u> ⑨ <u>本規定の「音楽占有率係数」は、各映画作品の本編の上映時間に占める収録著作物の総利用時間の割合に基づき、下表に定める係数をいう。ただし、映画類別が「イベント収録（演奏会）」に該当するものについては、1.0 とする。</u> <table border="1" data-bbox="159 767 853 1106"> <tr> <th><u>本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合</u></th><th><u>音楽占有率係数</u></th></tr> <tr> <td><u>90%超</u></td><td><u>1.0</u></td></tr> <tr> <td><u>70%を超え 90%まで</u></td><td><u>0.9</u></td></tr> <tr> <td><u>50%を超え 70%まで</u></td><td><u>0.7</u></td></tr> <tr> <td><u>30%を超え 50%まで</u></td><td><u>0.5</u></td></tr> <tr> <td><u>30%まで</u></td><td><u>0.3</u></td></tr> </table> <u>（使用料計算の特例）</u> ⑩ <u>本規定の録音使用料には依頼料又は書き下し料金を含まない。</u> ⑪ <u>外国の音楽著作物の録音使用料について、委託者が使用料の額を指定したときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。</u>	<u>本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合</u>	<u>音楽占有率係数</u>	<u>90%超</u>	<u>1.0</u>	<u>70%を超え 90%まで</u>	<u>0.9</u>	<u>50%を超え 70%まで</u>	<u>0.7</u>	<u>30%を超え 50%まで</u>	<u>0.5</u>	<u>30%まで</u>	<u>0.3</u>	<u>（使用料計算の特例）</u> ⑧ <u>本規定の録音使用料には依頼料又は書き下し料金を含まない。</u> ⑨ <u>録音使用料について、使用料を委託者がその都度指定することとしているときはその額とする。</u>
<u>本編の上映時間に占める収録楽曲の総利用時間の割合</u>	<u>音楽占有率係数</u>												
<u>90%超</u>	<u>1.0</u>												
<u>70%を超え 90%まで</u>	<u>0.9</u>												
<u>50%を超え 70%まで</u>	<u>0.7</u>												
<u>30%を超え 50%まで</u>	<u>0.5</u>												
<u>30%まで</u>	<u>0.3</u>												

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
⑫ 2 上映(1)の規定の適用にあたり、入場料が 300 円以上の場合の使用料は、150 円を超えるごとに、同規定表中の「300 円以上」の場合の使用料に、定員数「500 名未満」の区分においては、「150 円未満」の額の 1/2 を加算して得た額、定員数「1,000 名未満」以降の区分においては、「500 名未満」の区分における「150 円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とする。 ⑬ 2 上映(1)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。 ⑭ 2 上映(2)の適用にあたり、同じ上映者が行う同一施設内の複数の上映場所における上映の月額使用料は、合算して算出することができる。 ⑮ 2 上映(3)①の規定の適用にあたり、外国映画又は映画の備考⑪が適用される楽曲など、本規定 1 録音の適用を受けない楽曲を上映に利用する場合は、同規定の「録音使用料」は、1 録音の規定の範囲内で定める。 (本規定により難しい場合の使用料) ⑯ 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。 第 4 節 (省略)	⑩ 2 上映(1)の規定の適用にあたり、入場料が 300 円以上の場合の使用料は、150 円を超えるごとに、同規定表中の「300 円以上」の場合の使用料に、定員数「500 名未満」の区分においては、「150 円未満」の額の 1/2 を加算して得た額、定員数「1,000 名未満」以降の区分においては、「500 名未満」の区分における「150 円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とする。 ⑪ 2 上映(1)及び(2)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。 ⑫ 2 上映(3)及び(4)の規定の適用にあたり、外国映画又は映画の備考⑨が適用される楽曲など、本規定 1 録音の適用を受けない楽曲を上映に利用する場合は、同規定の「録音使用料」は、1 録音の規定の範囲内で定める。 (本規定により難しい場合の使用料) ⑬ 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。 第 4 節 (省略)

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
第5節 オーディオ録音 <u>著作物をCD、レコード、カセットテープ、CD-ROM等の記録媒体に録音する場合の使用料は、第2節、第3節、第6節、第7節、第8節、第10節、第11節、第13節、第14節、第15節又は第16節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体（以下「録音物」という。）の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</u> 1 商用複製 (1) 市販する目的で複製する場合 <u>著作物1曲1回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1曲1回の利用時間が5分以上の場合の使用料は、5分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> ア 定価の明示があるときは、当該録音物の定価（消費税を含まないもの）の6%をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は<u>6.1円</u>のいずれか多い額。<u>ただし、利用時間が5分以上の著作物については、5分までを増すごとに1曲として著作物数を計算する。</u> イ 定価の明示がないときは<u>8.1円</u> (2) <u>BGM用に貸し出す目的で複製する場合</u> <u>次のア又はイに定める額とする。</u>	第5節 オーディオ録音 <u>CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物（以下本節において「CD等」という。）に著作物を専ら音声のみ利用する場合（第15節又は第16節が適用される場合を除く。）のCD等1枚（本）あたり5分未満の著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</u> 1 市販用のCD等 (1) 定価の明示のあるもの <u>CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CD等の定価（消費税を含まないもの）の6%をそのCD等に含まれている著作物数で除して得た額又は<u>8円10銭</u>のいずれか多い額以内とする。</u> (2) 定価の明示のないもの <u>CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき<u>8円10銭</u>以内とする。</u> 2 <u>背景音楽（BGM）用として貸出されるCD等</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<u>ア 著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、(4) に定める額とする。</u> <u>イ 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、次の（ア）又は（イ）に定める額とする。</u> <u>（ア） BGM 用貸出録音物を再生する場所（以下「演奏場所」という。）を特定するに足る名称、所在地等の情報の報告がある場合</u> <u>1 演奏場所に供される BGM 用貸出録音物に録音される楽曲数が年間 300 曲までの場合、1 演奏場所当たり年額 1,200 円とする。</u> <u>ただし、同楽曲数が年間 300 曲を超える場合は、300 曲までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> <u>（イ） （ア） 以外の場合</u> <u>録音回数及び製作枚（本）数にかかわらず、1 曲当たり年額 1,200 円とする。ただし、1 曲の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> <u>(3) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合</u> <u>ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合</u> <u>録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 1,000 円とする。</u> <u>イ ア以外の場合</u> <u>録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 2,000 円とする。</u>	<u>背景音楽（BGM）用として貸出することを目的として製作する CD 等に著作物を利用する場合は、当該利用者が年間契約を締結する場合に限り、録音回数及び製作枚（本）数のいかににかかわらず、年額 1,200 円以内とする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<u>ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> (4) (1) から (3) 以外の目的で複製する場合 <u>著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、8.1 円に個数を乗じて得た額又は 400 円のいずれか多い額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> 2 非商用複製 <u>(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合</u> <u>録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,000円とする。</u> <u>個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> <u>(2) (1) 以外の目的で複製する場合</u> <u>1 (4) に定める額に50%を乗じて得た額とする。</u> (オーディオ録音の備考) <u>(用語の定義)</u> <u>① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。</u> <u>(ア) 商用複製</u> <u>営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。</u>	3 その他の CD 等 <u>1 又は 2 による場合のほか、CD 等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 400 円を CD 等の複製枚（本）数で除して得た額又は 8 円 10 銭のいずれか多い額以内とする。</u> (オーディオ録音の備考)

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
(イ) <u>非商用複製</u> <u>教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために 行う複製など（ア）以外の複製をいう。</u> (ウ) <u>BGM</u> <u>飲食店、理美容店、衣料品店等の店舗又は事業所において、当該店舗 又は事業所内の雰囲気づくりのために背景的に利用される音楽をいう。</u> (エ) <u>BGM用貸出録音物</u> <u>BGMを提供するために貸し出す目的で製作される録音物をいう。</u> (オ) <u>ブライダル等</u> <u>結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。</u> (本規定により難しい場合の使用料) ② オーディオ録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。 <u>(経過措置)</u> ③ 1 (3) ア及び2 (1) の規定において、1,000 円とあるのは、2019 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは 400 円、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までは 700 円とそれぞれ読み替える。 ④ 1 (3) イの規定において、2,000 円とあるのは、2019 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは 800 円、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までは 1,400 円とそれぞれ読み替える。	<u>① 5 分以上の著作物については、5 分までを超えるごとに 1 曲として著作物数を計算する。</u> ② オーディオ録音の利用のうち、著作物の利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。 <u>③ 音を専ら映像の連続とともに再生することを目的とする録音物については、第 3 節 映画 1 録音の規定によるものとする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
第 6 節 (省略) 第 7 節 ビデオグラム録音 著作物を DVD、Blu-ray Disc などの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第 3 節、第 15 節又は第 16 節が適用される場合を除き、ビデオグラムの<u>複製</u>目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。 1 商用複製 (1) <u>市販する目的で複製する場合</u> 次の基本使用料（<u>著作物の固定に係る使用料。以下同じ。</u>）と複製使用料（<u>複製個数に基づく使用料。以下同じ。</u>）を合算して得た額とする。 ア 音楽のビデオグラム (ア) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 (イ) 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 3 円のいずれか多い額とす	第 6 節 (省略) 第 7 節 ビデオグラム録音 著作物を DVD、Blu-ray Disc などの記録媒体に連続した影像とともに固定し、又はその固定物（以下「ビデオグラム」という。）を増製する場合の使用料は、第 3 節、第 15 節又は第 16 節が適用される場合を除き、ビデオグラムの<u>利用</u>目的又は種別に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。 1 商用複製 (1) 音楽のビデオグラム 次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。 ① 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 ② 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 3 円のいずれか多い額とする。

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
る。 $\text{ビデオグラムの小売価格} \times 5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$ (消費税額を含まないもの) イ 劇場用映画のビデオグラム (ア) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 (イ) 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、当該ビデオグラムの小売価格(消費税を含まないもの)に <u>1.75%</u> を乗じて得た額とする。	$\text{ビデオグラムの小売価格} \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$ (消費税額を含まないもの) <u>ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。</u> <u>50 個まで 350 円</u> <u>50 個を超える場合 350 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額</u> (2) 劇場用映画のビデオグラム <u>次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。</u> ① 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 ② 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、当該ビデオグラムの小売価格(消費税を含まないもの)に <u>1.75/100</u> を乗じて得た額とする。 <u>ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
ウ ドラマ・アニメのビデオグラム (ア) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 (イ) 複製使用料 a 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が <u>60%</u>までの場合 ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は <u>1.8 円</u>のいずれか多い額とする。 $\text{ビデオグラムの小売価格} \times \underline{4.5\%} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$ (消費税額を含まないもの)	<u>50 個まで 220 円</u> <u>50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額</u> (3) ドラマ・アニメのビデオグラム <u>次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。</u> ① 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 ② 複製使用料 (ア) <u>ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が $\frac{60}{100}$ までの場合</u> ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は <u>1 円 80 銭</u>のいずれか多い額とする。 $\text{ビデオグラムの小売価格} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$ (消費税額を含まないもの) <u>ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
b 総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が <u>60%</u>を超える場合 エ (イ) に定める額とする。 エ その他のビデオグラム (ア) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 (イ) 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 2 円のいずれか多い額とする。 $\text{ビデオグラムの小売価格} \times 4.5\% \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$ (消費税額を含まないもの)	<u>50 個まで 220 円</u> <u>50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額</u> (イ) <u>ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が 60/100 を超える場合</u> (4) ②に定める額とする。 (4) その他のビデオグラム 次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。 ① 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。 ② 複製使用料 ビデオグラム 1 個につき、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに、次の算式によって算出した額又は 2 円のいずれか多い額とする。 $\text{ビデオグラムの小売価格} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間}}{\text{著作物の累計利用時間}}$ (消費税額を含まないもの) <u>ただし、ビデオグラムを市販する目的以外の目的で複製する場合の複製使用料は、複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定										
(2) <u>ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合</u> <u>ア 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合</u> <u>(ア) 利用曲数 5 曲まで</u> <u>ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、次のとおりとする。</u> <table><tr><th>個数</th><th>利用曲数</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">3 個まで</td><td><u>1</u></td><td><u>2,000 円</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>4,000 円</u></td></tr><tr><td><u>3～5</u></td><td><u>5,000 円</u></td></tr></table> <u>個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> <u>(イ) 利用曲数が 5 曲を超える場合</u> <u>ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、次のとおりとする。</u> <u>a 利用曲数を 5 で除して剰余が生じない場合</u> <u>5 曲当たり 5,000 円とする。</u>	個数	利用曲数	使用料	3 個まで	<u>1</u>	<u>2,000 円</u>	<u>2</u>	<u>4,000 円</u>	<u>3～5</u>	<u>5,000 円</u>	<u>50 個まで 220 円</u> <u>50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4 円 40 銭を加算した額</u>
個数	利用曲数	使用料									
3 個まで	<u>1</u>	<u>2,000 円</u>									
	<u>2</u>	<u>4,000 円</u>									
	<u>3～5</u>	<u>5,000 円</u>									

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定										
b 利用曲数を5で除して剰余が生じる場合 利用曲数を5で除して得られる商(小数点以下の端数を切り捨てた整数)に5,000円を乗じて得た額と、剰余の数に応じて次に定める額を合算して得た額とする。 <table><tr><th>個数</th><th>剰余の数</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">3 個まで</td><td>1</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>2</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>3～4</td><td>5,000 円</td></tr></table> 個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。 イ ア以外の場合 ビデオグラム(収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。)の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり4,000円とする。 個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。 (3) (1) 及び (2) 以外の目的で複製する場合 次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。 ア 音楽のビデオグラム (ア) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物1曲当たり利用時間 1	個数	剰余の数	使用料	3 個まで	1	2,000 円	2	4,000 円	3～4	5,000 円	
個数	剰余の数	使用料									
3 個まで	1	2,000 円									
	2	4,000 円									
	3～4	5,000 円									

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<u>分までごとに 800 円とする。</u> <u>(イ) 複製使用料</u> <u>ビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに次の額とする。</u> <u>50 個まで 350 円</u> <u>50 個を超える場合 350 円に 50 個を超える 1 個につき 7 円を加算した額</u> <u>イ 音楽のビデオグラム以外のビデオグラム</u> <u>(ア) 基本使用料</u> <u>ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに 800 円とする。</u> <u>(イ) 複製使用料</u> <u>ビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲当たり利用時間 1 分までごとに次の額とする。</u> <u>50 個まで 220 円</u> <u>50 個を超える場合 220 円に 50 個を超える 1 個につき 4.4 円を加算した額</u> 2 非商用複製 <u>(1) ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合</u> <u>ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 2,000 円とする。</u>	2 非商用複製

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<u>個数が 3 個を超える場合は、3 個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> (2) (1) 以外の目的で複製する場合 <u>1 (3) イに定める額に 50% を乗じて得た額とする。</u> (ビデオグラム録音の備考) (用語の定義) ① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。 (ア) 商用複製 営利を目的とする<u>者</u>が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。 (イ) 非商用複製 教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など（ア）以外の複製をいう。 (ウ) 音楽のビデオグラム 次のビデオグラムをいう。 ㊦ コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の映像が主たる内容となっているビデオグラム	<u>複製するビデオグラムの個数に応じて、著作物 1 曲あたり利用時間 1 分までごとに次の金額とする。</u> <u>50 個まで 110 円</u> <u>50 個を超える場合 110 円に 50 個を超える 1 個につき 2 円 20 銭を加算した額</u> <u>ただし、算出した 1 ビデオグラムあたりの使用料が 1,020 円を下回る場合は、1,020 円とする。</u> (ビデオグラム録音の備考) (用語の定義) ① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。 (ア) 商用複製 営利を目的とする<u>も</u>が行う複製又は、それ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的とする複製をいう。 (イ) 非商用複製 教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など（ア）以外の複製をいう。 (ウ) 音楽のビデオグラム 次のビデオグラムをいう。 ㊦ コンサート、ライブなど専ら音楽を演奏し、又は歌唱している場面の映像が主たる内容となっているビデオグラム

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
① オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム（(エ)に該当するものを除く。） ⑦ カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム ⑤ その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム (エ) 劇場用映画のビデオグラム 劇場用映画（映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したもの）を複製するものをいう（（ウ）の⑦、⑨及び⑤に該当するものを除く。）。 (オ) ドラマ・アニメのビデオグラム テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう（（ウ）又は（エ）に該当するものを除く。）。 (カ) その他のビデオグラム （ウ）、（エ）及び（オ）以外のビデオグラムをいう。 <u>(キ) ブライダル等</u> <u>結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。</u> (ク) 総再生時間 ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。 (ケ) 著作物の合計利用時間 ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切り上げたものをいう。 (コ) 著作物の累計利用時間 ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を切り上げたうえ累計したものをいう。	① オペラ、ミュージカル、バレエなど物語の展開に合わせて音楽が用いられ、かつ音楽が主体的に利用される内容のビデオグラム（(エ)に該当するものを除く。） ⑦ カラオケ歌唱又は演奏を促すことを主たる内容とするビデオグラム ⑤ その他、音楽を聞かせることを主たる内容とするビデオグラム (エ) 劇場用映画のビデオグラム 劇場用映画（映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したもの）を複製するものをいう（（ウ）の⑦、⑨及び⑤に該当するものを除く。）。 (オ) ドラマ・アニメのビデオグラム テレビドラマ、アニメーション、演劇など、原作又は脚本に基づき俳優やキャラクターが物語を演じる内容のものをいう（（ウ）又は（エ）に該当するものを除く。）。 (カ) その他のビデオグラム （ウ）、（エ）及び（オ）以外のビデオグラムをいう。 (キ) 総再生時間 ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。 (ク) 著作物の合計利用時間 ビデオグラムに収録されている著作物の利用時間を合計し、その時間の1分未満を切り上げたものをいう。 (ケ) 著作物の累計利用時間 ビデオグラムに収録されている各著作物につき、それぞれ利用時間の1分未満を切上げたうえ累計したものをいう。

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
(使用料計算の特例) ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。 ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。 ④ <u>外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定した場合の使用料（消費税相当額を除く。）は、1（1）及び（3）並びに2（2）の規定にあっては、当該規定に基づき算出される基本使用料の額を指定された額に読み替えて算出した額とし、1（2）及び2（1）の規定にあっては、当該規定に定める額に指定された額を加算して得た額とする。</u> ⑤ 平成28年9月30日までの許諾に係るビデオグラム（ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60%までのものであり、品番や小売価格に変更のないものに限る。）を複製する場合の使用料については、1（1）イを適用する。 (本規定により難しい場合の使用料) ⑥ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、<u>本規定に定める率又は額の範囲内</u>で決定する。 <u>(経過措置)</u> ⑦ <u>2（2）の規定において、50%とあるのは、2019年10月1日から2022年3月31日までは20%、2022年4月1日から2024年3月31日までは35%とそれぞれ読み替える。この場合において、算出した1ビデオグラム当たりの使用料が1,020円を下回る場合は、1,020円とする。</u>	(使用料計算の特例) ② 既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。 ③ 同一ビデオグラムにおいて同一著作物が断続的に利用される場合又は繰り返し利用される場合の使用料は、詞又は曲の利用の態様ごとにその利用時間を合算して算出した額とする。この場合においては、その合算した利用時間を用いて著作物の累計利用時間を算出する。 ④ <u>外国作品について、委託者が基本使用料の額を指定したときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。</u> ⑤ 平成28年9月30日までの許諾に係るビデオグラム（ドラマ・アニメのビデオグラムのうち、総再生時間に占める著作物の合計利用時間の割合が60/100までのものであり、品番や小売価格に変更のないものに限る。）を複製する場合の使用料については、1（2）を適用する。 (本規定により難しい場合の使用料) ⑥ ビデオグラム録音の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、<u>本規定の率又は額の範囲内</u>で決定する。

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
第 8 節～第 12 節 (省略) 第 13 節 CD グラフィックス等 <u>ディスプレイに表示させるための歌詞又は楽譜に係る著作物と共に当該著作物を CD、ハードディスク、フラッシュメモリー等の記録媒体（以下「CD グラフィックス等」という。）に録音する場合の使用料は、第 2 節、第 3 節、第 5 節、第 6 節、第 7 節、第 8 節、第 10 節、第 11 節、第 14 節、第 15 節又は第 16 節の規定が適用される場合を除き、録音した記録媒体（以下「録音物」という。）の複製目的に応じ、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</u> 1 商用複製 (1) 市販する目的で複製する場合 <u>著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、次のア又はイに定める額に個数を乗じて得た額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> ア 定価の明示があるときは、<u>当該録音物の定価（消費税を含まないもの）の 6%をその録音物に含まれている著作物数で除して得た額又は 9 円のいずれか多い額。ただし、利用時間が 5 分以上の著作物については、5 分までを増すごとに 1 曲として著作物数を計算する。</u>	第 8 節～第 12 節 (省略) 第 13 節 CD グラフィックス等 <u>音声と共に歌詞や楽譜がディスプレイに表示される CD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー等（以下本節において「CD グラフィックス等」という。）に著作物を利用する場合（第 15 節又は第 16 節が適用される場合を除く。）の CD グラフィックス等 1 枚（本）あたり 5 分未満の著作物 1 曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</u> 1 市販用の CD グラフィックス等 (1) 定価の明示のあるもの <u>CD グラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき当該 CD グラフィックス等の定価（消費税を含まないもの）の 6%をその CD グラフィックス等に含まれている著作物数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額以内とする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
イ 定価の明示がないときは 11 円 (2) <u>ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合</u> ア <u>年間の包括的利用許諾契約を締結する場合</u> <u>録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 1,500 円とする。</u> イ <u>ア以外の場合</u> <u>録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が 3 個までの場合の使用料は、1 曲当たり 3,000 円とする。</u> <u>ア及びイにかかわらず、個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> (3) (1) 及び (2) 以外の目的で複製する場合 <u>著作物 1 曲 1 回当たりの使用料は、11 円に個数を乗じて得た額又は 600 円のいずれか多い額とする。ただし、1 曲 1 回の利用時間が 5 分以上の場合の使用料は、5 分までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u> 2 非商用複製 (1) <u>ブライダル等を演出し又は記録する目的で複製する場合</u> <u>録音物（収録されている内容が同一であるもの。記録媒体の種類を問わない。）の個数が3個までの場合の使用料は、1曲当たり1,500円とする。</u> <u>個数が3個を超える場合は、3個までを増すごとに、当該額にその同額を加算した額とする。</u>	(2) 定価の明示のないもの <u>CD グラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 11 円以内とする。</u> 2 その他の CD グラフィックス等 <u>1 による場合のほか、CD グラフィックス等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 600 円を CD グラフィックス等の複製枚（本）数で除して得た額又は 11 円のいずれか多い額以内とする。</u>

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
(2) (1) 以外の目的で複製する場合 <u>1 (3) に定める額に50%を乗じて得た額とする。</u> (CD グラフィックス等の備考) (用語の定義) <u>① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。</u> <u>(ア) 商用複製</u> <u>営利を目的とする者が行う複製又はそれ以外の者が有償（実費相当の額のみを受ける場合を除く。）で第三者に頒布することを目的として行う複製をいう。</u> <u>(イ) 非商用複製</u> <u>教育機関、非営利団体又は個人が営利を目的とせず、無償で頒布するために行う複製など（ア）以外の複製をいう。</u> <u>(ウ) ブライダル等</u> <u>結婚式若しくは結婚披露宴又はこれに準ずる催物をいう。</u> (本規定により難しい場合の使用料) ② CDグラフィックス等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。 (経過措置) <u>③ 1 (2) ア及び2 (1) の規定において、1,500 円とあるのは、2019 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは 600 円、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までは 1,050 円とそれぞれ読み替える。</u>	(CD グラフィックス等の備考) <u>① 5 分以上の著作物については、5 分までを超えるごとに 1 曲として著作物数を計算する。</u> ② CDグラフィックス等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定に定める率又は額の範囲内で決定する。

今 回 届 け 出 る 規 定	現 行 規 定
<u>④ 1 (2) イの規定において、3,000 円とあるのは、2019 年 10 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までは 1,200 円、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までは 2,100 円とそれぞれ読み替える。</u> 第 14 節～第 17 節 (省略) <u>附則</u> <u>(実施の日)</u> <u>この使用料規程のうち、第 2 章第 3 節 2 上映、第 5 節オーディオ録音、第 7 節ビデオグラム録音及び第 13 節 CD グラフィックス等の規定については、2019 年 10 月 1 日に実施する。</u>	第14節～第17節 (省略)